

OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL

令和 4 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会 議 案

OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL

令和 4 年度小樽市一般会計補正予算

令和 4 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,365,582 千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 62,154,767 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(市債の補正)

第 2 条 市債の変更は、「第 2 表 市債補正」による。

令和 4 年 9 月 6 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
12 地方特例交付金		54,400	7,311	61,711
	1 地方特例交付金	54,400	7,311	61,711
13 地 方 交 付 税		15,355,000	310,021	15,665,021
	1 地 方 交 付 税	15,355,000	310,021	15,665,021
17 国 庫 支 出 金		13,772,742	301,042	14,073,784
	1 国 庫 負 担 金	10,495,486	63,752	10,559,238
	2 国 庫 補 助 金	3,248,616	237,290	3,485,906
18 道 支 出 金		3,918,243	287,857	4,206,100
	1 道 負 担 金	3,039,914	76	3,039,990
	2 道 補 助 金	644,186	287,781	931,967
20 寄 附 金		652,750	3,225	655,975
	1 寄 附 金	652,750	3,225	655,975
21 繰 入 金		1,219,655	△ 113,033	1,106,622
	1 特別会計繰入金 〔従来の1項を2項 に改める。〕	—	8,351	8,351
	2 基 金 繰 入 金	1,219,655	△ 121,384	1,098,271
22 繰 越 金		1	1,695,083	1,695,084
	1 繰 越 金	1	1,695,083	1,695,084
23 諸 収 入		2,018,413	3,000	2,021,413
	4 雑 入	414,501	3,000	417,501
24 市 債		4,108,900	△ 128,924	3,979,976

	1 市 債	4,108,900	△ 128,924	3,979,976
歳 入 合 計		59,789,185	2,365,582	62,154,767

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		2,636,887	873,308	3,510,195
	1 総 務 管 理 費	2,290,355	873,308	3,163,663
3 民 生 費		25,914,092	295,521	26,209,613
	1 社 会 福 祉 費	12,737,800	293,988	13,031,788
	2 児 童 福 祉 費	5,871,454	1,533	5,872,987
4 衛 生 費		5,830,685	347,649	6,178,334
	2 保 健 所 費	1,837,654	347,649	2,185,303
7 商 工 費		2,854,268	2,532	2,856,800
	1 商 工 費	2,854,268	2,532	2,856,800
8 土 木 費		5,651,901	△ 21,416	5,630,485
	5 住 宅 費	41,248	△ 21,416	19,832
9 消 防 費		384,989	15,966	400,955
	1 消 防 費	384,989	15,966	400,955
10 教 育 費		2,765,566	4,480	2,770,046
	1 教 育 総 務 費	111,086	2,980	114,066
	5 社 会 教 育 費	483,487	1,500	484,987
12 諸 支 出 金		288,398	847,542	1,135,940
	2 財 政 調 整 基 金 費	749	847,542	848,291
歳 出 合 計		59,789,185	2,365,582	62,154,767

第2表 市債補正

(変 更)

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
	千円	千円
臨 時 財 政 対 策 債	5 6 7 , 0 0 0	4 3 8 , 0 7 6

令和 4 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 2 号

令和 4 年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算

令和 4 年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 188,033 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13,895,919 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 6 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 財 産 収 入		千円 108	千円 56	千円 164
	1 財 産 運 用 収 入	108	56	164
5 繰 越 金 〔従来の5款を6款 に改める。〕		—	187,977	187,977
	1 繰 越 金	—	187,977	187,977
歳 入 合 計		13,707,886	188,033	13,895,919

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 基 金 積 立 金		千円 108	千円 184,301	千円 184,409
	1 基 金 積 立 金	108	184,301	184,409
6 諸 支 出 金		34,213	3,732	37,945
	2 返 還 金	26,713	3,732	30,445
歳 出 合 計		13,707,886	188,033	13,895,919

令和 4 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 3 号

令和 4 年度小樽市住宅事業特別会計補正予算

令和 4 年度小樽市の住宅事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,351 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 807,771 千円とする
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 6 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 入 金		千円 24,993	千円 △ 21,416	千円 3,577
	2 一般会計繰入金	21,416	△ 21,416	—
5 繰 越 金 〔従来の5款を6款 に、6款を7款に 改める。〕		—	29,767	29,767
	1 繰 越 金	—	29,767	29,767
歳 入 合 計		799,420	8,351	807,771

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 諸 支 出 金 〔従来の3款を4款 に改める。〕		千円 —	千円 8,351	千円 8,351
	1 繰 出 金	—	8,351	8,351
歳 出 合 計		799,420	8,351	807,771

令和 4 年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算

令和 4 年度小樽市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 287,610 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15,760,973 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 6 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 支払基金交付金		4,038,740	△ 38,390	4,000,350
	1 支払基金交付金	4,038,740	△ 38,390	4,000,350
5 財産収入		455	30	485
	1 財産運用収入	455	30	485
7 繰越金 〔従来の7款を8款 に改める。〕		—	325,970	325,970
	1 繰越金	—	325,970	325,970
歳 入 合 計		15,473,363	287,610	15,760,973

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4 基金積立金		455	199,061	199,516
	1 基金積立金	455	199,061	199,516
5 諸支出金		5,100	88,549	93,649
	1 償還金加算金 還付金	5,100	88,549	93,649
歳 出 合 計		15,473,363	287,610	15,760,973

令和 4 年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

令和 4 年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 66,020 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,368,035 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 6 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 繰 越 金		—	66,020	66,020
〔 従来の 3 款を 4 款 に改める。〕	1 繰 越 金	—	66,020	66,020
歳 入 合 計		2,302,015	66,020	2,368,035

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		2,179,281	66,020	2,245,301
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	2,179,281	66,020	2,245,301
歳 出 合 計		2,302,015	66,020	2,368,035

令和 4 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 6 号

令和 3 年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について

会計管理者から令和 3 年度小樽市一般会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 4 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 7 号

令和 3 年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
会計管理者から令和 3 年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算が別冊
のとおり提出されたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委
員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 4 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 8 号

令和 3 年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

会計管理者から令和 3 年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 4 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 9 号

令和 3 年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

会計管理者から令和 3 年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 4 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 10 号

令和 3 年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
会計管理者から令和 3 年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算が
別冊のとおり提出されたので、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監
査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 4 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 1 号

令和 3 年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について

会計管理者から令和 3 年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 4 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 2 号

令和 3 年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
会計管理者から令和 3 年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算が別冊
のとおり提出されたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委
員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 4 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 3 号

令和 3 年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

会計管理者から令和 3 年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 4 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 4 号

令和 3 年度小樽市病院事業決算認定について

病院事業管理者から令和 3 年度小樽市病院事業決算が別冊のとおり提出されたので、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 4 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 5 号

令和 3 年度小樽市水道事業決算認定について

公営企業管理者から令和 3 年度小樽市水道事業決算が別冊のとおり提出されたので、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 4 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 6 号

令和 3 年度小樽市下水道事業決算認定について

公営企業管理者から令和 3 年度小樽市下水道事業決算が別冊のとおり提出されたので、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 4 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 7 号

令和 3 年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について

令和 3 年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算を別冊のとおり作成したので、
地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議
会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 4 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 18 号

令和 3 年度小樽市簡易水道事業決算認定について

令和 3 年度小樽市簡易水道事業決算を別冊のとおり作成したので、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
小樽市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年小樽市条例第 6 号）の一部
を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「次のいずれか」を「非常勤職員であって、次のいずれか」
に、「非常勤職員以外の非常勤職員」を「もの以外のもの」に改め、同号ア(ア)中
「第 2 条の 4」を「当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児
休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から 6 月を経過する日、第
2 条の 4」に、「、2 歳」を「当該子が 2 歳」に改め、「及び」の次に「引き続
いて」を加え、「引き続き」を削り、同号イを次のように改め、同号ウを削る。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が 1 歳に達する日（以下「1 歳到達日」という。）

（当該子について当該非常勤職員が第 2 条の 3 第 2 号に掲げる場合に
該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到
達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において
同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第 3
号に掲げる場合に該当して当該子の 1 歳到達日の翌日を育児休業の
期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている

場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3第3号を次のように改める。

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第1号から第4号までに掲げる事情のいずれかに該当するときはウに掲げる場合に該当する場合、同条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子

の 1 歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の 1 歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が別に定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の 1 歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第 2 条の 4 を次のように改める。

（法第 2 条第 1 項の条例で定める場合）

第 2 条の 4 法第 2 条第 1 項の条例で定める場合は、1 歳 6 か月から 2 歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第 1 号から第 4 号までに掲げる事情のいずれかに該当するときは第 3 号に掲げる場合に該当する場合、同条第 7 号に掲げる事情に該当するときは第 2 号及び第 3 号に掲げる場合に該当する場合）とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の 1 歳 6 か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

- (2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (3) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が別に定める場合に該当する場合
- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その」を「任期を定めて採用された職員であって、当該」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期为」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「任期の末日の」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

(法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第3条の2 法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第3条第5号の育児休業等計画書を提出している職員に対しては、同号の規定は、なおその効力を有する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、国家公務員に準じ、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等を行うとともに、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う所要の改正を行うためであります。

令和 4 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 2 0 号

小樽市手数料条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市手数料条例の一部を改正する条例
小樽市手数料条例（昭和 2 6 年小樽市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 2 2 号の 2 ア中「1 戸につき、次」を「次」に改め、「を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額（その額に 5 0 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、5 0 円以上 1 0 0 円未満の端数が生じたときはこれを 1 0 0 円に切り上げるものとする。）」を削り、同号ア(ア)中「及び次号」を「から第 1 2 2 号の 3 の 2 まで」に改め、同号イ中「1 戸につき、次」を「次」に改め、「を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額（その額に 5 0 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、5 0 円以上 1 0 0 円未満の端数が生じたときはこれを 1 0 0 円に切り上げるものとする。）」を削り、同号の次に次の 1 号を加える。

(122)の 2 の 2 長期優良住宅
の普及の促進に関する法
律第 5 条第 6 項又は第 7
項の規定に基づく長期優
良住宅維持保全計画の認
定の申請に対する審査

長期優良住宅維持保全
計画認定申請手数料

次に掲げる当該申請に係
る 1 棟の住宅の戸数の区
分に応じ、それぞれ次に
定める金額
ア 住宅の戸数が 1 戸の
もの 75,000 円（長期
使用構造等確認を受け

た場合にあっては、26,000円)

イ 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 171,000円(長期使用構造等確認を受けた場合にあっては、44,000円)

ウ 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの 272,000円(長期使用構造等確認を受けた場合にあっては、71,000円)

エ 住宅の戸数が11戸以上30戸以内のもの 536,000円(長期使用構造等確認を受けた場合にあっては、121,000円)

オ 住宅の戸数が31戸以上50戸以内のもの 947,000円(長期使用構造等確認を受けた場合にあっては、186,000円)

カ 住宅の戸数が51戸以上100戸以内のもの 1,609,000円(長期使用構造等確認を受けた場合にあっては、273,000円)

キ 住宅の戸数が101戸以上200戸以内のもの 2,972,000円(長期使用構造等確認を受けた場合にあっては、467,000円)

ク 住宅の戸数が201戸
以上300戸以内のもの
4,238,000円（長期使
用構造等確認を受けた
場合にあっては、596,0
00円）

ケ 住宅の戸数が301戸
以上のもの 5,195,00
0円（長期使用構造等確
認を受けた場合にあっ
ては、689,000円）

別表第122号の3ア中「一戸につき、1,000円」を「1,000円」
に改め、同号イ中「1戸につき、次」を「次」に改め、「を当該申請及び当該申
請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定申請の総数で除して得た額
（その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上10
0円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」を
削り、同号イ(ア)中「この号」の次に「及び次号」を加え、同号ウ中「1戸につ
き、次」を「次」に改め、「を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の
住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額（その額に50円未満の端数が
生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは
これを100円に切り上げるものとする。）」を削り、同号の次に次の1号を
加える。

(122)の3の2 長期優良住宅
の普及の促進に関する法
律第8条第1項の規定に
基づく長期優良住宅維持
保全計画の変更の認定の
申請に対する審査

長期優良住宅維持保全
計画変更認定申請手数
料

次に掲げる当該申請に係
る1棟の住宅の戸数の区
分に応じ、それぞれ次に
定める金額

ア 住宅の戸数が1戸の
もの 43,000円（長期
使用構造等確認を受け
た場合等）にあっては、1

8,000円)

イ 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 9
6,000円(長期使用構造等確認を受けた場合等
にあつては、32,000円)

ウ 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの 15
3,000円(長期使用構造等確認を受けた場合等
にあつては、52,000円)

エ 住宅の戸数が11戸以上30戸以内のもの 29
2,000円(長期使用構造等確認を受けた場合等
にあつては、85,000円)

オ 住宅の戸数が31戸以上50戸以内のもの 51
8,000円(長期使用構造等確認を受けた場合等
にあつては、137,000
円)

カ 住宅の戸数が51戸以上100戸以内のもの 8
80,000円(長期使用構造等確認を受けた場合
等にあつては、212,000
円)

キ 住宅の戸数が101戸以上200戸以内のもの
1,610,000円(長期使用構造等確認を受けた
場合等にあつては、35
7,000円)

ク 住宅の戸数が201戸
以上300戸以内のもの
2,271,000円（長期使
用構造等確認を受けた
場合等にあつては、45
0,000円）

ケ 住宅の戸数が301戸
以上のもの 2,759,00
0円（長期使用構造等確
認を受けた場合等に
あつては、507,000円）

別表第122号の5中「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第122号の2及び第122号の3の規定は、この条例の施行の日以後に請求される事務に係る手数料について適用し、同日前に請求された事務に係る手数料については、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、増改築を伴わない長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料の新設等を行うとともに、所要の改正を行うためであります。

令和 4 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 2 1 号

小樽市公設水産地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市公設水産地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例
小樽市公設水産地方卸売市場業務条例（昭和 5 3 年小樽市条例第 1 0 号）の
一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「1 2 月 3 1 日」を「1 2 月 3 0 日」に、「1 月 5 日」を「1
月 4 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、公設水産地方卸売市場の年末年始における休場
日を変更するためであります。

令和 4 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 22 号

小樽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

小樽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 4 年小樽市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 小樽築港駅周辺地区地区整備計画区域の部商業レクリエーション地区の項ア欄第 2 号中「共同住宅」の次に「（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅を除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、小樽都市計画小樽築港駅周辺地区地区計画の変更に伴い、商業レクリエーション地区における建築物の用途の制限について見直しを行うためであります。

令和 4 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 23 号

小樽市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
小樽市病院事業の設置等に関する条例（昭和 41 年小樽市条例第 35 号）の
一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号中「脳神経内科」の次に「、腫瘍内科」を加える。

附 則

この条例は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、市立病院の診療科目として腫瘍内科を新設するためであります。

令和 4 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 2 4 号

小樽市非核港湾条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

小樽市議会議員	丸	山	晴	美
同	酒	井	隆	裕
同	高	野	さ	くら
同	小	貫		元
同	川	畑	正	美

小樽市非核港湾条例

小樽市議会は、1982年6月28日核兵器廃絶平和都市宣言を行った。この宣言は、「いま、核兵器の廃絶、使用禁止は、もっとも緊急な課題であり、日本国民は、世界唯一の被爆国民としてこれを積極的に実現する崇高な責務をおっている。小樽市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。」とうたっている。

この宣言から40年を経過したが、核兵器は、今なお地球上に存在し、人類への脅威となっている。

この脅威に対し、被爆者をはじめ「核兵器のない世界」を求める世界各国と市民社会の多年にわたる共同の取組が結実し、2017年7月7日核兵器禁止を明文化した核兵器禁止条約が国連の会議で採択され、2021年1月22日に同条約が発効された。しかし、核保有国が条約を批准する動きは見られない。

また、核兵器搭載可能艦の日本への寄港及び非核三原則に反する核兵器の持込みを容認する核密約が存在する下での、小樽港への相次ぐ米国艦艇の寄港は、今後の小樽港の軍事利用・核兵器の持込みの危険を一層高めている。

小樽市民は、世界に開かれた国際観光都市の市民として、小樽市の平和の営みが、世界の平和に通ずる確かな道であることを確認し、核兵器廃絶平和都市宣言を一層発展させるため、ここに非核港湾行政の推進に関する基本原則を定める。

(目的)

第1条 この条例は、小樽市の平和が世界の平和とともにあることを自覚して、市と市民の不断の努力により、日本国憲法の平和主義と国の非核三原則及び地方自治の本旨にのっとり、積極的な非核港湾行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 核兵器 核分裂、核融合又はこれらを組み合わせた爆発的原子核反応によって放出される原子核エネルギーを用いて人を殺傷し、又は器物、建造物若しくは自然環境を破壊するものをいう。
- (2) 小樽港港湾区域 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第33条第2項において準用する法第4条第4項の規定により同意を得た水域（平磯岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）をいう。
- (3) 港湾施設 法第2条第5項及び第6項に規定する港湾施設で市が管理するものをいう。

(非核港湾行政の推進)

第3条 市は、市の区域において、核兵器の製造、保有、持込み、通過及び使用に協力しない。

2 市は、小樽港港湾区域に入港する外国艦艇を保有する全ての国に対し、核兵器不搭載の証明書の提出を求める。

3 市は、前項の規定による証明書の提出がない外国艦艇の港湾施設の使用を認めない。

附 則

この条例は、令和4年11月1日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、非核港湾行政の推進に関し必要な事項を定めるためであります。

令和 4 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 2 5 号

令和 4 年度小樽市一般会計補正予算

令和 4 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 780,936 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 62,935,703 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 2 8 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
17 国庫支出金		14,073,784	780,936	14,854,720
	1 国庫負担金	10,559,238	358,566	10,917,804
	2 国庫補助金	3,485,906	422,370	3,908,276
歳 入 合 計		62,154,767	780,936	62,935,703

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 民生費		26,209,613	8,460	26,218,073
	1 社会福祉費	13,031,788	8,460	13,040,248
4 衛生費		6,178,334	772,476	6,950,810
	2 保健所費	2,185,303	772,476	2,957,779
歳 出 合 計		62,154,767	780,936	62,935,703

令和 4 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 26 号

小樽市教育委員会委員の任命について

次の者を本市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 4 年 9 月 28 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

小 澤 倭 文 夫

令和 4 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 27 号

議員の派遣について

議員の派遣について、小樽市議会会議規則第 106 条第 1 項の規定により、
議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 28 日提出

小樽市議会議員	中	村	岩	雄
同	高	橋	克	幸
同	佐	々	木	秩
同	川	畑	正	美
同	濱	本		進
同	前	田	清	貴

記

- 1 (1) 派遣場所 大阪府泉大津市及び福岡県北九州市
- (2) 派遣目的 自治体DX化に向けた市の業務改善(大阪府泉大津市)及び公共施設建て替え(体育館・プール一体化)について(福岡県北九州市)の調査
- (3) 派遣期間 令和 4 年 10 月 30 日から 11 月 2 日の 4 日間
- (4) 派遣議員 中村岩雄議員、松岩一輝議員、高木紀和議員、須貝修行議員、中村吉宏議員、濱本進議員、山田雅敏議員、鈴木喜明議員及び前田清貴議員

2 その他

新型コロナウイルス感染症の感染拡大その他の災害等により実施が困難と

なった場合は、議長の判断により派遣を中止し、又は延期することができるものとする。